

使用済み核燃料政策に関する意見書（案）

本年 10 月資源エネルギー庁と関西電力株式会社が福井県議会を訪れ、使用済み核燃料対策について説明された。原子力発電所構内に乾式貯蔵施設の設置を目指すとされたが、わが国において最終処分地が確定しない段階で乾式貯蔵施設を建設し使用済み燃料を保管していくということは、アメリカなど他国の例を見ても、県内の各発電所が事実上の最終処分地となるのではないかという懸念を持たざるを得ない。

福井県は長年にわたり国の原子力政策に協力してきた。県内原子力発電所の使用済み核燃料プールの容量限界が近づいている状況でさらなる運転継続を求めるのであれば、使用済み燃料搬出の担保が必要だ。

国は青森県との間で「青森県を使用済み核燃料の最終処分地にしない」という覚書を文書で交わし、六ヶ所再処理工場の受け入れを実現している。わが国最大の集中立地地域で運転継続のため乾式貯蔵施設を建設し使用済み燃料を保管していくのであれば、「福井県を使用済み核燃料の最終処分地にはしない」という文書での覚書が青森県同様に必要だ。

立地地域の協力なくしてわが国の原子力政策は成り立たない。長年国の政策に協力してきた福井県民の懸念に応える姿勢を示すためにも、「福井県を使用済み核燃料の最終処分地にはしない」という青森県同様の覚書を文書で交わすことを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 10 日

福井県議会